

1 議 事 日 程（第 3 日）

（令和元年第 4 回有田川町議会定例会）

令和元年 1 2 月 1 7 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 90 号 | 令和元年度有田川町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 2 | 議案第 91 号 | 令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 3 | 議案第 92 号 | 令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 4 | 議案第 93 号 | 令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 5 | 議案第 94 号 | 令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 6 | 議案第 95 号 | 令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 7 | 議案第 96 号 | 令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 8 | 議案第 97 号 | 令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 9 | 議案第 98 号 | 有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 99 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 100 号 | 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 101 号 | 有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 102 号 | 有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 103 号 | 有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 議案第 109 号 | 有田川町教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第 16 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |
| 日程第 17 | 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件 | |
| 日程第 18 | 特別委員会の閉会中の継続調査の件 | |
| 日程第 19 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 20 | 議長への委任について | |

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

2番 増谷憲 15番 湊正剛

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	中裕準	消防長	栗栖誠
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	竹中幸生	財務課長	中屋正也
企画調整課長	細野正人	教育長	楠木茂
教育部長	井上光生		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 一ツ田友也 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（殿井 堯）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか12人であります。

……………日程第1 議案第90号……………

○議長（殿井 堯）

日程第1、議案第90号、令和元年度有田川町一般会計補正予算、第5号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

2 番、増谷です。

議案第 90 号について質疑をさせていただきます。この補正の中で、防災ステーションのエアコン修繕というところがあるんですが、この防災ステーションそのものなんですけども、防災ステーション条例によりますと、第 1 条に町民の防災意識の高揚及び防災技術の向上と地域防災の確立を図るために設置するという目的を明確にし、管理及び運営については町長が管理しとなっております。以前から、この防災ステーションは有田川に近くて、そもそも機能を果たさないとはいえないかということもずっと言われてきているわけですが、今回の防災ステーション、合併後、利用状況を見ますと、この設置目的から違うような形で利用されているケースが多過ぎるというふうに思うんですが、平成 30 年度の利用日数と利用団体、あわせて平成 29 年度もあれば、まず示していただきたいと思えます。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

利用状況ですが、平成 29 年度で年間 20 日、平成 30 年度で年間 34 日となっております。利用している団体につきましては、現在は町内のスポーツ関係の団体であったり、農業生産組合等が利用しております。

○議長（殿井 堯）

2 番、増谷憲君。

○ 2 番（増谷 憲）

ただいま御答弁がありましたように、大体、年間の状況、1 カ月ぐらいの利用しかない。しかも、利用されている団体というのは防災とは余り関係ない団体になっているんですが、この辺は、これは仕方がないということで、どんどん利用してもらおう立場で利用させていただいているのか、やっぱり目的に沿った利用方法で考えていくのか、その辺は余りこだわらずに考えているんでしょうか。お願いします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

以前はこの施設で、消防団であったり、自主防災組織の方が少ないですけど、利用されたこともあります。ただし、やはりその施設を有効利用していくという観点の中から、そういうふうな団体にも今、現在、お貸ししているということでございます。そういうふうな中で、防災ステーションというふうな、防災施設、防災ヘリポートとかそういうものも備えておりますし、そういうふうな防災施設を町民が利用することによって、防災意識の高揚に少しでもつながればありがたいなとは思っております。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第2 議案第91号……………

○議長（殿井 堯）

日程第2、議案第91号、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第3 議案第92号……………

○議長（殿井 堯）

日程第3、議案第92号、令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算、

第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第4 議案第93号……………

○議長（殿井 堯）

日程第4、議案第93号、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算、第3号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第94号……………

○議長（殿井 堯）

日程第5、議案第94号、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計

補正予算、第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第94号について質疑をさせていただきます。今回の補正は施設内における自家発電機設置工事費ということで追加しておるんですが、当初で2,590万円から、今回、1,200万円追加して、合計3,790万円となったわけですが、今回の追加理由と、追加するに当たって、初めから想定できなかったのかどうか、まずお答えいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

増谷議員の質疑にお答えします。しみず園自家発電機設置工事については、設計監理業務を入札で行い、設計監理業者により詳細な設計書を作成され、工事金額が確定しました。詳細設計に当たり、施設職員からの意見要望を聞き、できるだけ停電時に施設内での電源を使用できるように設計を行った結果、1,200万円の増額が必要となりました。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質疑させていただきますけれども、この自家発電機の切りかえに800万円もかかるという御説明だったと思うんですけれども、800万円もふえた理由について、もう少し説明をしていただけますでしょうか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

停電時の自家発電機の能力105キロを、当初は消火設備用電源と、残りを施設への使用電源として計画していましたが、電源切りかえ器を設置することにより、停電時の自家発電の電力を全部、施設側電力として使用し、万が一火災発生時には消火設備用電源へ自動に切りかわります。停電時でも万が一の火災発生に備え、消防設備、スプリンクラー電源は確保することが必須条件であります。今回の設計で電源切りかえ器を設置することで、停電時に施設側電源へ105キロを使用することができ、施設の各階の各所へ電源供給ができ、施設の介護がより行いやすくなります。このため

にも電源切りかえ器を追加させていただきました。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

質疑をさせていただきます。詳細設計、職員の方からの要望といたしますか、声をくみ上げて、実施してくださっていたというお話でした。できることなら、詳細設計の段階でそうやって声を聞いていただくというよりも、初めから職員さんの声というのをしっかりと反映させていただきたいなということを申し上げておきます。

質問なんですけれども、この自家発電機の設置はいつ完了予定なのか、お答えいただけますか。

○議長（殿井 堯）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

補正の議決をいただけましたら、設計はできていますので、直ちに入札を行い、早期に完成を図りたいと思っております。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第95号……………

○議長（殿井 堯）

日程第6、議案第95号、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第96号……………

○議長（殿井 堯）

日程第7、議案第96号、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第8 議案第97号……………

○議長（殿井 堯）

日程第8、議案第97号、令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算、第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第98号……………

○議長（殿井 堯）

日程第9、議案第98号、有田川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第98号について質疑をさせていただきます。8つばかりありますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目は会計年度任用職員に移行するに当たって、非常勤職員や臨時、パートなどがあると思うんですが、総勢、移行に向けて何人ぐらいになるのか、対象人数をお答えいただきたいと思います。会計年度内を超えない範囲としたことで、更新しないことに根拠を与えたことにならないかどうか心配するわけですが、その点もお伺いしたいと思います。

2つ目は、雇用期間が上限5年までとなっていれば、その後は解雇になるのか。また専門職は10年ということも聞くわけですが、その点はいかがでしょうか。

3つ目、雇用の中断ですが、これについては不適切だと思うんですが、是正するようになっていたと思いますが、図書司書など、学期単位の任用による空白期間については不適切と言えないようになっておりますが、こういうことも我が町においてもあり得るかどうか御答弁いただきたいと思います。

4つ目に、一般職、地方公務員の守秘義務、上司の命令に従う義務、政治的行為の制限、兼業禁止などが適用するのではないかと思います、この点はいかがでしょう。

5つ目に、一般職で会計年度任用職員のほうで、勤務時間が時間帯として減るわけですが、45分前後ですが、これまで目いっぱい働いていた方の給料は、そうなると下がるのではないかとということなんです、低いほうの水準の方で、幾らぐらい、高いほうの方で幾らぐらい減額になって、平均してどれぐらい下がるか示していただきたいと思います。

6つ目に給料算定に見合う職務経験というのは、すべてを考慮する必要がないとなっているそうですが、当町においてそういう立場で計算するのかどうかお答えいただきたいと思います。

次に、事務補助職員についての形なんです、一般的に非常勤に該当するということらしいですが、そういうことであれば、正規の初任給の基準額を上限の目安となっていないかどうかお答えいただきたいと思います。

7つ目に、フルタイムの期末手当、退職手当は支給しなければならないではなくて、支給できるとなっていることから、財政事情から考えて今後、支給しないことも出てくるのではないかと思います、その点はいかがでしょう。

8つ目に、会計年度任用職員の導入が最終的に民間委託の拡大や臨時、非常勤の削減にならないかどうか心配するわけですが、公的労働の大半は会計年度任用職員に置きかえることが可能でありますから、公務がどんどん民間委託へ可能になってくると思います、こういう点でいかがでしょう。

以上です。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中裕準君。

○総務政策部長（中裕 準）

ただいまの、1点目の会計年度任用職員の移行職員数でございますけども、非常勤職員からの移行が116名、臨時職員のうち、週20時間以上勤務の者からの移行が106名で、計222名を予定しております。

任期が会計年度ということで、評価をした上で、再雇用というのもあります。また、上限5年までとなっていれば、その後は解雇になるのかというふうなお話につきましては、あくまで単年度内での雇用で、評価をした上で、良好であれば再度の任用もできますが、5年に1回ぐらいは一般公募も含めた上での採用を考えていきたいと、このように思っております。

3番の雇用の中断は不適切ではないか。図書館司書などが学期単位の任用による空白期間は不適切ではないかという点についてですけども、その職場での雇用形態にもよりますが、図書司書の学期単位での雇用は今のところ考えておりません。

4番の地方公務員の守秘義務等の服務規程のことについてでございますけども、パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事制限以外は一般職と同じ服務規程が適用されます。

次の、一般職で会計年度任用職員の方で、勤務時間が7時間になることで、どれくらい下がるのかというふうなお話だったと思います。勤務が7時間になることでフルタイムの方ではございませんけども、現在の非常勤職員で言いますと、7時間になれば月額で約3,400円から1万2,000円程度の減額となります。ただし、以前から申し上げておりますとおり、年額の支給額につきましては、同ということにはなりません。

6番目の、給料算定に見合う職務経験についてでございますが、経験加算については、上限はありますが実施する予定であります。

そして、正規の事務補助職員というのであれば、正規の初任給基準の上限が目安になるのかということでもありますけれども、そういうことは考えてはおりません。

また、フルタイムの期末手当、退職手当について、財政事情から支給しないこともあり得るのではないかというふうなお話につきましては、現在は主にパートタイム会計年度任用職員での運用を考えております。パートタイム会計年度任用職員であっても、基準を満たせば期末手当の支給は考えております。

続きまして、8番目の民間委託の拡大や臨時、非常勤の削減にならないか。また、公務がどんどん民間へ移行することがないかという、このような質問であったかと思っております。現時点では会計年度任用職員に移行することによる非常勤職員等の削減は考えてはおりません。また、公務がどんどん民間へ移行するのではとのことについては、現時点では会計年度任用職員制度を活用して、やっていきたいとこのように考えております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再度、質疑をさせていただきます。1つは、財政上の制約を理由にして抑制をしたり、移行について合理的な理由なく、短い時間を設定し、今あるフルタイムの任用の抑制を図ることは、法改正の趣旨に合わないというふうになっておりますが、先ほどの答弁ではこれは大丈夫なのかなという気がいたします。

2つ目に、常勤職員と同等の仕事をする場合、正規職員と同様の給料表を適用するとなっておりますが、そうなるのでしょうか。お答えいただきたいと思っております。

3つ目に、労基法の第15条によって、勤務条件を明示する必要があるとなっておりますが、また、任期や勤務時間等、一定の事項については書面の交付によって示さなければならないとなっておりますが、そうなのでしょうか、お答えいただきたいと思

います。

4つ目に、退職手当、社会保険料等の負担がないように、不適切な空白期間の是正や職務の遂行に必要な任期を定めることについて職員に説明するとなっておりますが、そうなるのでしょうか。

5つ目に、会計年度任用職員以外に、独自に一般職非常勤職員の任用は考えていないと思うんですが、法改正の趣旨から言うとそぐわないので、不適切だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

以上です。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

増谷議員の再質疑にお答えしたいと思います。

財政上の制約を理由に短い時間を設定することは法改正の趣旨に沿わないのではないかというふうなお話であったかと思います。確かに財政的な負担が大きいことは間違いございませんが、今回は雇用時間の見直しを行った結果であると、このように考えております。

また、続きまして、正職員と同様の給料表を適用するのかということですが、特別な場合を除いて、原則、行政職給料表の1級を活用して運用していく予定でございまして。

続きまして、任期や労働時間等の一定の事項は書面の交付をしなければならないということですが、そのとおりでありますので、そのようにやっていきたいと思っております。

続いて、不適切な空白期間の是正や職務の遂行に必要な任期を定めることについてということですが、このことについては多分、臨時職員の任期更新のときの、年度を超えての空白期間のことであろうかと思っておりますけれども、会計年度任用職員制度ではそのようなことはなく、やっていきたいと考えております。

会計年度任用職員以外に、独自に一般非常勤職員の任用は考えているかどうかということですが、考えておりません。

以上です。

○議長（殿井 堯）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

最後の質疑をさせていただきます。当町の組合の方にもちょっと話を聞かせていただいたんですけども、勤務時間帯が変わる、減るということで、1つ心配されていることが、正規職員の負担がふえないかどうか。特に、保育士は半分以上、もしくは半分ぐらいを占めていますので、保育士がそういうことになると、その分の正規保

育士に対する時間的な対応が求められてくるのではないかと思います。その点、執行部へそういう要望も出されていると聞いておるんですが、その辺の対応についてはどのように対応しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

保育職員は、おっしゃるとおり、非常勤の職員が半分くらいあると、これは承知していますし、仕事内容も普通の正規職員と実は変わらない。場所によっては担任も持っていたら、非常勤の方もいます。昔は、3年以上の保育のときはすべて、有田川町は全部、正規職員でやっていたんですけれども、今、非常に保育のニーズがゼロ歳児とか、そういうことまでふえてきて、特にゼロ歳児やったら、2人に1人がつかないかんとということで、非常勤でやっていただくのも仕方ないかなと思っておりますけれども、皆さん方も知ってのとおり、辞めた以上に保育士を入れております。今後もその方法で、できるだけ正規の保育士に徐々に、一遍に行きませんけれども、徐々にそういった形に変えていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はございませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

基本的なことやけど、なぜ、この導入に任用職員を、今度から採用していくということは、国とか県とか、町が独自で考えたか、基本的な問題が1点、教えていただきたい。今、問題になって、同僚議員も言われてたけど、保育所のもう約10年勤めているのに、非常勤で。その中で、今度は1万円からも下がるって。話がぶわっと回っていると。そこについて、普通は教育長にきちっと保育所の件を聞きたいんやけど、先ほどから答弁している総務政策部長で結構です。やっぱりその点がどのようになっているのかな。そんな減るんかなって。それが2つ目。

3つ目に、今、町長も、ゼロ歳児を受け入れだして、減っているって。そうと違うで、町長。これは平成18年に合併すると言うたときに、中山町長は吉備の町長もさられていて、補助金なんか全部カットしてしもうたわけや。平成18年の合併までに、平成16年、平成17年で50%、ゼロ%と、こういうぐらいに持っていた。先生もそうやし、保育所の。藤並保育所ができると、そのときに児童がふえて、キャパが大きくなるんで、定数がふえるんで、先生もせんなんと。ただ、合併に向けてっていう、金屋、清水が採用、ぼんぼんしているのに、吉備だけばすんととめてしもうて、藤並保育所が大体18人ぐらいの先生が欲しいと。そのうちの過半数が非常勤に採用して、合併して約14年ぐらいたってでも、藤並、きび森の保育所、金屋、清水とあるけど、

一番、パートとか非常勤とかが多いのが藤並保育所ときび森の保育所やと思います。

僕、この前の改選後の一般質問をさせてもらったとき、選挙に回ったときの声、町民の声というものは老人の認知症で難儀をしているという声とゼロ歳児が入所できるように頑張っていたきたいと。老人の問題と子どもの問題とあって、その点で約10年勤めている人が、非常勤で保育士をされている方が、1万円、1万5,000円も、これを導入したんで下がりますっていう声がぶわっと広まっていることに対してどう思っているんですか。そんなことないんやったらないと言って、例を出してでも、ひとつ発表をこの場でしてほしい。

もう1点は、今、藤並保育所、きび森の保育所、旧金屋町の3つの保育所と旧清水町の保育所で何人の児童と何人の保育士さんがいて、その間、正規職員、非常勤、臨時職員とかパートとか、それが何名あるんですかと。それをきちっと一遍出していたきたいと。この3つをお願いします。

○議長（殿井 堯）

総務政策部長、中碓準君。

○総務政策部長（中碓 準）

私のほうからは、前の2点についてお答えさせていただきたいと思います。今回の会計年度任用職員の制度につきましては、国のほうで特別職非常勤であったり、一般職の非常勤、また臨時等の任用の方法を会計年度任用職員とした形に統一した形で任用し、その任用条件を厳格化、厳しくはっきりとさせたということとともに、会計年度任用職員に期末手当を支給することにより、支給額の底上げを行うというふうな形で、地方公務員法並びに地方自治法が改正されたことにより、今回の条例の改正に至っております。

あと、月額が下がるということでもありますけれども、保育士につきましては、今、現状の勤務時間から変えないので、月額給料は下がることはございませんが、先ほど来、お話ししております、一般の事務職員等につきましては、7時間という形になって、運用させていただくということでもありますので、月額の給料が先ほどお話しさせてもらったように、3,400円から1万2,600円、最高で下がるということでもありますけれども、例えば3,400円下がる方でありましても、ボーナスが2,6カ月分支給される令和4年には、年間所得で42万8,000円ふえるというふうな形の試算はさせていただいております。

以上です。

○議長（殿井 堯）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

亀井議員の質疑にお答えいたします。職員数であります。藤並保育所については50名、きび森の保育所については39名、金屋第一保育所については16名、金屋第

二保育所については11名、金屋第三保育所については13名、清水保育所については9名です。ただ、正規の数、非正規の数につきましては、議員、おっしゃるとおり藤並、きび森の保育所が若干、正規の割合が低くなってございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

別に執行部をつついてとか、たたいてとかいうので質問しているのと違って、今度新たに職員の制度が変わるということの中で、特に正規職員と臨時職員でと、また変わったとかいう割合が、今、保育所、有田川町の吉備、金屋、清水ってあって、吉備地区の保育が、先ほど言ったように、合併前から採用は中止して、新しい17名定員ぐらいの、一番最初のときにしたら17名とは違うけども、その倍ぐらいあったと思うんですけど、17人ぐらいが臨時であったとか、パートやとか、そういう形、今、現在もそのまま進んでいるわけやし。減ったら、それだけかわっていくというけど、それでゼロ歳児でも全部とりますって言うて、なぜとれやんのよって言うて、今の保育士さんがすべて正規であったら、ゼロ歳児、幾らでもとれますと。極端に言えばやで。そやけど、パートで、臨時職員でっていうことの中で、それができないと。そうやったら一遍、教育長、それだけ答弁していただいたら。ここで、職員募集のときも明確にせえちゅう問題と、今の臨時職員であろうと、非常勤であろうと、正規並みにできるだけ身分保障をしてあげなさいというものが今度の導入のもとやとこう思うんやで。その中でいろいろな当てはまる人と、すれすれの人とかいう問題があっても、本来の目的は、先ほども国の指導であって、県もなんして、基本的なもんが採用の明白化と、今の職員を、正規はもちろん、非常勤も、パートも含んで、給与体系を明確にして、できるだけアップするということに取り組むと。そやけど、一般的に言うて、今の現状は藤並保育所でも、きび森の保育所でも、正規と臨時、非常勤と半分、半分ぐらいやと思うんやね。金屋、清水はそうと違うやろ。正規しかどっと多いやろ。人数が少ないというたらそれまでやけど。これはどのぐらいの、吉備の保育士のパーセンテージを、今、何%よと。この一、二年で何%に持っていくんよと。それはゼロ歳児のすべて受け入れる対象にもなってくる話やから。それできなんだら、金屋のなんでもきちっと第1、第2ぐらい、当然、合併して、そのなんをもっと有田川町全体の、均等のある保育行政を考えるべきやと。教育関係では考えているんかしらんけど、執行部も、そのぐらいのことを考えちゃっていただきたいと。

もう一回、教育のほうではっきり言うんやけど、藤並保育所で50名の先生がある。きび森の保育所で39名の先生がある。金屋で16名、清水で9名っていうことやけど、質問したように、そこに児童がどれだけあるんっていう話と、正規職員と非常勤職員がどのような形でなっているんかなと。何やったら、おまんとこの課長も待機、

先ほどから外でしていると思うんで、資料、そこでわからなんだら、議長にお願いして、暫時休憩してもらった、すぐ資料を持っていますと言いますんで、大体3回というので、2回目の質問はこの程度で終わらせてもらいます。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

亀井議員の質疑にお答えしたいと思います。現在、保育所は教育委員会が担当しているわけでございます。教育委員会としては、やはり正規職員が多いほどありがたいということでございます。そのことにつきましては、当局と詰めて、要求をしていきたいなど、こういうふうに思っております。

ゼロ歳児から2歳児までですけれども、これは今、待機児童がございません。そういう意味で、しかしこれからこれは非常に多くなると考えられます。そのニーズに応じていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（殿井 堯）

内訳はわかりますか。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時09分

再開 10時12分

~~~~~

○議長（殿井 堯）

再開いたします。

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

亀井議員の御質疑にお答えいたします。

まず、藤並保育所、正規職員は18名であります。続きまして、きび森の保育所、正規職員は14名であります。金屋第一保育所、正規職員は7名であります。金屋第二保育所、正規職員は6名であります。金屋第三保育所、正規職員は6名であります。清水保育所につきましては、正規職員が7名であります。

以上です。

○議長（殿井 堯）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この件については、基本的に、この有田川の任用職員という形の中で保育所が出てきたんで、またこれは別に委員会でも取り組みたいと思います。ただ、そういうこと

で、物すごい心配を、任用するのは保育所の先生、また各町長部局へ非常勤とか、結局、町長部局でやったら、大体半年で2回切りかえで終わりとかなっている。こんなのはあくまでも保育所が中心に約10年間とかいうことやさかいに、念頭にあるのは保育士さんの問題やと、こう思うんやけど、どうですかというのが1点と。

最後に、教育長、先ほどの答弁、めったに本会議で答弁せんけど、僕と違うんが、2点とも僕、違うんよ。要は、正規の職員がそりゃ、あるのにこしたことはないけど、なくてもやっつけていけるさかいに、ゼロ歳児よそまで行かんなんやないか。その中でも今、有田川町で全部受けていますって言うけど、その中で湯浅や広川や、有田市やって、ゼロ歳児の子、一人もいてないかい。全部とりますっていう形でいて、もし何かあったら、向こうへも行ってください。そのかわり、有田川町と同じ費用でどこへでも行ってもらいますと、こういうふうになっちゃうんやろよ。支障がいつもないんですか。そこの点だけ、僕、訂正したらいいと思う。財政課でまあ教育のほうで、保育のほうもこんなに頑張ってくれているんやって言うんやったらまだわかるけど、ナビしているほうから、そんな水ら向けやんなんことないと思う。僕らもやっぱり二面性があるわけ。町民の声、保育所へ入っているお父さん、お母さんの声を役場へも届けやんなん。役場もできるだけ、その声を聞きながらでも、無駄を省いてとか、有田川町でこれだけキャパもないけど、ほかの隣接の市町村で受けとっていただきたい。何とか、待機者をゼロに持っていきたいという形で持っていつていると、こう思うんやね。それを何かがとったら、もう何もなかったら、今も何で保育所の運営でも、藤並保育所やったら50名、きび森の保育所でも39名という職員がいて、その中で正規職員と非常勤職員というて、ばらばらな形の中を、今度はこの制度ですっきり、できるだけしたいと、執行部が取り組む。先生方にこんなえらいこっちゃ、こんなえらいこっちゃとあって、ふれてるグループか、人もあるんで、いろいろ心配もするんで、教育長に言うんやけど、ほんまに今、正規職員と非正規でいてるんも、やっぱり保育にでも支障がありますと。それで、また、それだけ不安がっているんだったら、そういう保育所は保育所で、昼食の時間でも、朝の何でもできるだけ話を聞いて、今度はこういう適用をするんやけどって言うて、各保育所を回るぐらい、財政課と一緒に回るぐらいのことをすべきではないのかなと、こう思います。最後に、答弁があったから、町長、僕の質問に対して感想だけ言うていただいたら。後で言うてくれよ。

○議長（殿井 堯）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

亀井議員の質疑にお答え申し上げたいと思います。ゼロ歳児から2歳児までのニーズというのは非常に多くなってきております。そして、また正規職員というのはやっぱり多いほうがいいと、私は思っております。そして、またいろんな面接をさせていただいて、保護者のニーズというのは非常に多面的にあるわけがございます。また、

隣接する市町村にもお邪魔している子どももあると思うんですけど、できるだけ保護者のニーズに合わせて頑張っていきたいというふうに思っております。

○議長（殿井 堯）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

まず、保育士の給料ですけれども、短く正規どおり、7時間半ですか、これをやるんで、任用職員の制度によって下がることはない聞いています。先ほどから増谷議員もおっしゃるとおり、非常勤の職員が多いことは事実でありますけれども、先ほども申し上げたとおり、できるだけ正規の職員をふやすように、これからも努力していきたいなと思っています。僕も、亀井議員もそうやと思うけど、子どもというのは将来の宝ということで、やっぱり大事にしていかなあかんということで、保育ももちろんですけども、学校教育のほうにも今後、力を入れていきたいなと思っています。

○議長（殿井 堯）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第98号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、反対の立場から討論を行います。

私はこの条例については、最初は賛成するつもりでおりましたが、いろいろ聞いていくうちに、やっぱり問題点も浮き上がってきましたので、討論させていただくわけでございます。

まず、地方公務員法や地方自治法の改正により、2020年4月1日から自治体の非正規職員等に会計年度任用職員制度が導入されることとなります。当町では約222人が該当すると予定されております。これまで非正規職員として働いてきた職員が、どのような採用となり、待遇がどのようになるのかということでもあります。今、最大1日7時間45分ですが、保育士で7時間30分、週37時間、一般職で1日7時間以内の週35時間以内になります。保育士は余り変わらないということですが、ほかのところについては、勤務時間が減るわけですから、当然もらうお金も下がるということになってしまいます。1人当たり月額3,400円から1万2,600円下が試算という答弁もありました。月額平均で7,800円下がるということもお聞きしておりますが、大体、非常勤の約23%が下がることになってしまうのではないでしょ

うか。この減った分は一時金などで改正前より下がることがないというふうに説明を聞いておりますが、やはり基本給が下がるということでは、適正な条件であるのかどうかと思うわけでありませぬ。毎月のローン返済や消費税の負担増など、変わりませぬから、あきらかに生活面から考えますと、処遇改善等にならない状況になると考えませぬ。そして、正規職員への負担もかかる懸念もあリませぬ。また、国による財源保障もあきらかになっていないのは、町にとっては大変心配な問題でありませぬ。本来ならば公務労働は町民の命や暮らし、権利を守る自治体の仕事は恒常的かつ専門性が求められ、非常勤的な職員が担うということが想定されていませぬでした。勤務時間が少なくなることで、正規職員、特に保育士の半数は非常勤ですから、正規職員の勤務時間の負担増が顕然されていませぬ。

また、今後、この制度の導入により、一層の民間委託、非常勤の臨時職入れかえによる削減の方向へ進んでいかぬかということも申し上げませぬして、反対の理由といたしましませぬ。

○議長（殿井 堯）

ほかに討論はあリませぬか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひませぬ。

〔起立多数〕

○議長（殿井 堯）

起立多数でありませぬ。

よって、本案は原案のとおり可決されませぬました。

……………日程第10 議案第99号……………

○議長（殿井 堯）

日程第10、議案第99号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題としましませぬ。

質疑を行います。質疑はあリませぬか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めませぬ。

これから討論を行います。討論はあリませぬか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めませぬ。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 1 議案第 1 0 0 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 1、議案第 1 0 0 号、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第 1 2 議案第 1 0 1 号……………

○議長（殿井 堯）

日程第 1 2、議案第 1 0 1 号、有田川町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第102号……………

○議長（殿井 堯）

日程第13、議案第102号、有田川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議案第103号……………

○議長（殿井 堯）

日程第14、議案第103号、有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第15 議案第109号……………

○議長（殿井 堯）

日程第15、議案第109号、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてを議題とします。

本案は、人事案件につき、質疑、討論を省略させていただきます。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

質疑、討論を省略させていただきます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（殿井 堯）

起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

ただいま、教育委員会委員の任命の同意についてを決定しました、堀内千佐子君が議場にいられています。御挨拶をお願いしたいと思います。

〔堀内千佐子君 入場〕

○議長（殿井 堯）

堀内千佐子君より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○教育委員会委員（堀内千佐子）

失礼いたします。

ただいま、発言を許可いただきました堀内千佐子でございます。

町議会の皆様には平素より教育委員会に対しまして、格別の御高配を賜り、まことにありがとうございます。

また、ただいま私の教育委員会委員の任命に御同意いただきましてお礼申し上げます。微力ながら責務を果たすべく、一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく御指導、御鞭撻のほどお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

(拍手)

○議長（殿井 堯）

今後も、教育委員としてよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

[堀内千佐子君 退場]

……………日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第17 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第17、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第18 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第18、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました

件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。よろしくお願いいたします。

……………日程第19 議員派遣の件……………

○議長（殿井 堯）

日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく申し上げます。

……………日程第20 議長への委任について……………

○議長（殿井 堯）

日程第20、議長への委任についてお諮りします。

本定例会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（殿井 堯）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時34分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 殿 井 堯

有田川町議会副議長 小 林 英 世

2 番 議 員 増 谷 憲

15 番 議 員 湊 正 剛